

回 (年 度)	問 題
第67回 (29年)	<p>問1 次の各問に答えなさい。</p> <p>(1) 特定資産の譲渡等に該当する役務の提供の意義について述べなさい。</p> <p>(2) 国内において特定資産の譲渡等が行われた場合に、特定資産の譲渡等を行った事業者及び事業として特定資産の譲渡等を受けた事業者における消費税法令の適用関係について述べなさい。</p> <p>なお、消費税が課される場合には、その納税義務者及び納税義務の成立の時期について、その根拠も含めて述べなさい。</p> <p>(3) (2)において、特定資産の譲渡等を受けた事業者が、課税事業者でかつ国外事業者である場合に消費税が課されるものがあれば、その理由も含め具体的に述べなさい。</p> <p>(注) 上記(1)～(3)の解答に当たっては、消費税法第9条第1項等の納税義務の免除に関する規定及び所得税法等の一部を改正する法律（平成27年3月31日法律第9号）附則第38条等に規定する、特定資産の譲渡等に関する経過措置については触れる必要はない。</p> <p>問2 消費税法に関する以下の文章について、正誤及びその理由を述べよ。</p> <p>(1) 消費税法第5条第1項の規定により納税義務が課されるものは、国内における商品の販売やサービスの提供であるから、国内以外の地域で行われる商品の販売は課税資産の譲渡等に該当しない。</p> <p>(2) 関税法に規定する保税地域において、事業者が関税法上の輸出許可を受けた貨物を他の事業者の有償で譲渡した場合、消費税法令に定める一定の書類の保存があれば消費税は免除される。</p> <p>(3) その課税期間における課税売上高が5億円を超えるとき、又はその課税期間における課税売上割合が百分の九十五未満のときには、消費税法第30条第2項第1号若しくは第2号に規定する方法によって、課税標準に対する消費税額から控除する課税仕入れに係る消費税額を計算することとなるが、同項第1号に規定する個別対応方式による場合には、例えば、課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れを抽出して、それ以外の課税仕入れ全てについて、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとして計算することができる。</p> <p>(4) その課税期間において課税事業者である事業者は、原則として消費税法第45条第1項により消費税の確定申告書を提出する必要があるが、例えば、国内において行った課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額に対する消費税額が1,000,000円で、当該消費税額から控除することができる仕入れに係る消費税額等の同項第3号イからロに掲げる消費税額の合計額も1,000,000円である場合、消費税の納付税額が生じないことから、消費税の確定申告書を提出する義務はない。</p>